



文部科学省

職業能力開発短期大学校から 大学への編入学について

令和3年10月12日 中央教育審議会大学分科会
高等教育局大学振興課

特区要望に係る経緯

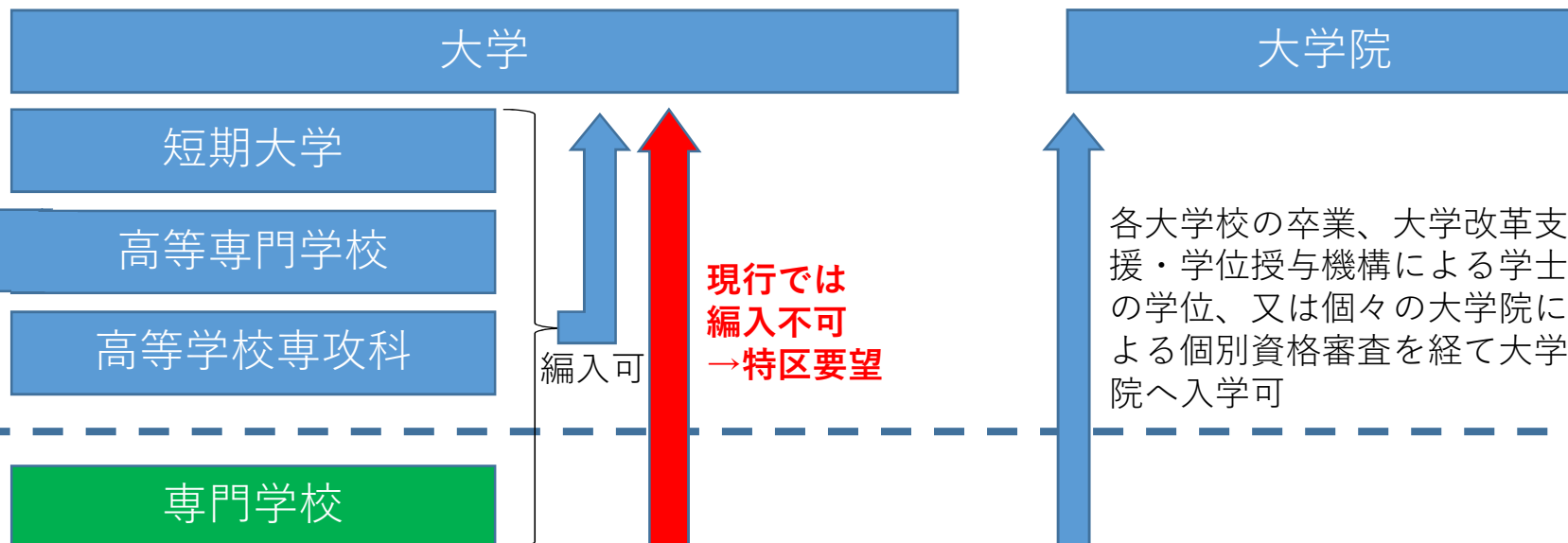
- 平成15年に熊本県・長野県、平成21年に山形県より、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校から大学への編入学を認める構造改革特区メニューの創設要望。
- これを受け、平成26年、まずは職業能力開発短期大学校での学修を大学における単位認定の対象とする告示改正。
- 一方で、編入学については、中央教育審議会において、実態に照らして、大学相当の教育であると認められることが必要であり、単位認定の実績を踏まえる必要があるため、引き続き検討課題とされた。
- 本件については、「関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等」として分類され、平成30年の構造改革特別区域推進本部において、2021年度までに制度改正について検討を行うこととされた。

編入学制度の現状と特区要望

- 学校教育法に定める短期大学、高等専門学校、高等学校専攻科、専門学校については修了者が大学に編入学することができる。
- 以下の図に掲げる学校や各省大学校における学修は大学で単位認定が可能。

学校教育法

学校教育法第1条



他省庁所管法令



※1 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校、職業能力開発総合大学校、国立看護大学校。これらは大学改革支援・学位授与機構より学位授与が可能。

※2 職業能力開発短期大学校の修了後、職業能力開発大学校の応用課程へ入校可。

職業能力開発大学校・短期大学校の概要

(1) 設置目的

高校卒業者等を対象に、高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成する（職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設、通称：ポリテク・カレッジ）

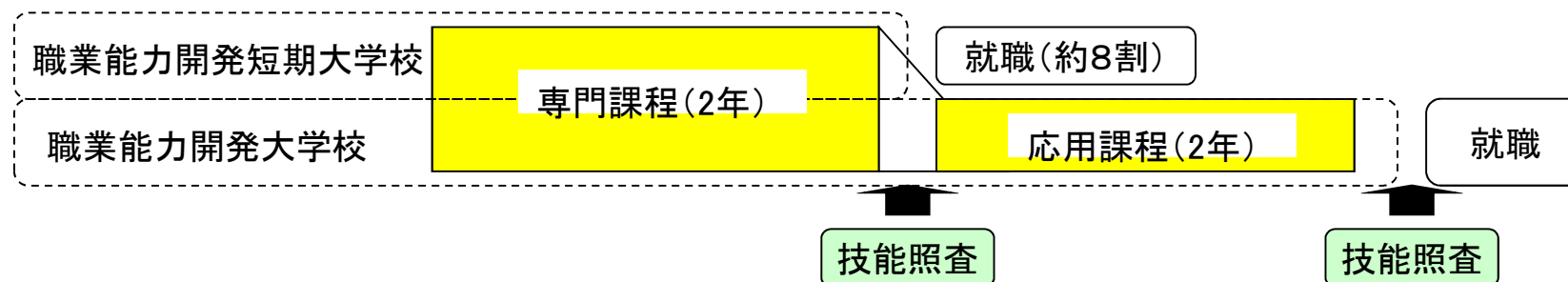
(2) 施設数

大学校 10校 短期大学校 16校（令和3年4月現在）

(3) 訓練

専門課程 2年（2800時間）

応用課程 2年（2800時間）



※技能照査：職業訓練修了時にその訓練において習得すべき技能と知識を判定するもの

(4) 在学者数

7,662人(令和元年度)

(5) 主な訓練科

生産技術科、電気エネルギー制御科
電子情報技術科、住居環境科

ワイヤカット放電加工実習



鉄筋コンクリート型枠施工実習



職業能力開発短期大学校からの編入学に関する過去の議論と現状

- 平成24年の大学分科会及びその下に設置された大学教育部会においては、職業能力開発短期大学校から大学への編入学について、
 - ① 職業能力開発短期大学校は、「短期大学や専門学校等と比較して、教員組織、教育課程、施設設備等の面で遜色ないものと考える」とされた一方で、
 - ② 「大学への編入学を認めるためには、職業能力開発短期大学校における学修を、高等教育相当レベルのものとして単位認定できることが前提」であり、「単位認定制度の活用状況等を踏まえて、大学分科会において、さらに検討を行う」こととされた。

- 平成26年に職業能力開発短期大学校での学修が大学で単位認定可能となつてから、通算で単位認定の実績は8件に留まる。ただし、各事例における単位の認定数はいずれも1件当たり30単位以上。

対応方針（案）

- 職業能力開発短期大学校から大学への編入学については、職業能力開発短期大学校を修了し、一度職業に就いた者が、改めて大学で学びなおすことによるリカレント教育の促進など、学びの複線化・多様化に資する。
- 特区を要望していた3県に取組状況をヒアリングしたところ、職業能力開発短期大学校に2年間在籍したのち、更に大学に4年間在学することを希望する者はおらず、現行制度下において単位認定の実績をつくることは困難との意見。
- 単位認定の実績が少ないため、直ちに学校教育法を改正して全面的に編入学を認めることは困難であるが、上記の学びの複線化・多様化等も踏まえ、単位認定の実績を積むための試行的な取組を可能とする観点から、特区制度において新たなメニューを創設し、認定を受けた特区内の職業能力開発短期大学校から当該区域内の大学への編入学を可能とすることとしたい。

参 考

特区要望の経緯と検討の方向性について(案)

中央教育審議会大学分科会
大学教育部会（第23回）
（H24.12.27）資料1-1
※部会において了承されたもの

(1) 経緯

平成15年に熊本県・長野県から、平成21年に山形県から、職業能力開発短期大学校の大学への編入学に関して特区要望。

(2) 検討の方向性(案)

- 学生の学習機会の多様化や、教育機関相互の接続を進めていくことは重要であり、そのためにも、単位認定や編入学については、質の保証に留意しつつ、積極的に検討していく。
- なお、特区要望は編入学の要望であるが、大学への編入学を認めるためには、職業能力開発短期大学校における学修を、高等教育相当レベルのものとして単位認定できることが前提となる。
- 職業能力開発大学校及び短期大学校については、既に単位認定が認められている短期大学や専門学校等と比較して、教員組織、教育課程、施設設備等の面で遜色ないものと考えられることから、単位認定については認めることとしたい。
- なお、大学への編入学については、単位認定制度の活用状況等を踏まえて、大学分科会において、さらに検討を行うこととしたい。

大学への編入学制度について

- 編入学とは、一般に種類の異なる学校の途中年次への入学のことであり、異種の学校又は教育施設における学修期間を入学した学校の修業年限の一部とみなしてこれに通算するという法律効果を生じさせるもので、学校教育法で規定されている修業年限の短縮に当たることから、法律上の根拠が必要である。
- 現在、大学への編入学が認められているのは以下の学校・教育施設。

	編入学制度創設時期	根拠規定	学校に関する要件	学生に関する要件
短期大学	S25年 (制度創設時)	学校教育法 第108条7項	—	短期大学を卒業していること
高等専門学校	S36年 (制度創設時)	学校教育法 第122条	—	高等専門学校を卒業していること
国立工業教員養成所 (S44年廃止)	S40年	国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法 第8条の2	—	国立工業教員養成所を卒業していること
国立養護教諭養成所 (S55年廃止)	S40年 (制度創設時)	国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法 第7条	—	国立養護教諭養成所を卒業していること
専門学校	H10年	学校教育法 第132条	①修業年限2年以上 ②課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上	①左記の要件を満たす専門学校を卒業していること ②大学入学資格を有する者であること
高等学校 専攻科	H28年	学校教育法 第58条の2	①修業年限2年以上 ②課程の修了に必要な総単位数その他の事項が省令の基準を満たす	①左記の要件を満たす高等学校専攻科を卒業していること ②大学入学資格を有する者であること

機構立職業能力開発短期大学校等における教育訓練システムについて

専門課程は、高校卒業者等を対象に、基本的な技能・技術から専門分野に必要な高度な技能・技術までを体系的に習得する2年間の訓練課程【短期大学校・大学校で履修】

- ・1年次:ものづくりに必要な基礎的な理論と基本的な技能・技術を一体的に習得する。
- ・2年次:ものづくりに必要な高度な理論と技能・技術を習得し、生産現場に必要な実践力を身につける。

応用課程は、専門課程修了者、または同等の技能と知識を有する者などを対象に、高度な技能・技術や企画・開発などを修得する2年間の訓練課程【大学校で履修】

- ・1年次:専門分野の技能・技術を深めると共に、関連する技能・技術を習得し、それらを活用する応用力を身につける。
- ・2年次:ワーキンググループ方式により、生産現場に密着した製品の企画開発から政策までの創造的・実践的なものづくり能力を身につける。



専門課程(2年制)



自ら「ものづくり」ができるテクニシャン・エンジニアを育成。

特色

実学融合

生産現場で必要となる技能・技術と、それに関する理論を有機的にバランスよく結びつけた訓練カリキュラム



実践的カリキュラム

生産現場で必要となる技能・技術を身につけるため、実験・実習に重点を置いたカリキュラム

少人数制

少人数制で、学生一人ひとりが十分に実験・実習に取り組むことができる充実した実験実習設備



主な設置訓練科

- 生産技術科
- 電気エネルギー制御科
- 電子情報技術科
- 住居環境科
- 建築科

実習により製作した成果物



メカニカルオーケストリオン (中国ポリテクカレッジ)



応用課程(2年制)



将来の生産技術・生産管理部門のリーダーを育成。

特色

生産現場に密着

実際の製品に近い実習課題を取り入れることにより、生産現場で必要となる専門的知識及び工学理論を習得

課題実習

製品の企画開発など具体性のある「ものづくり」の総合的な実習課題の設定により、自ら課題を解決するプロセスを体験し、技能・技術を応用する能力を習得

ワーキンググループ学習

複数の分野から構成されるものづくり現場における生産工程にない、各人がグループの中で、専門性を発揮し、共通の課題に取り組み、生産現場に密着した製品の企画開発から製作までの創造的・実践的なものづくり能力や他分野との複合技術について習得

主な設置訓練科

- 生産機械システム技術科
- 生産電気システム技術科
- 生産電子情報システム技術科
- 建築施工システム技術科



実習により製作した成果物



紙管切断機 (中国ポリテクカレッジ)

長野県工科短期大学校知能情報システム学科、信州大学工学部電子情報システム工学科の類似科目

- 長野県工科短期大学校知能情報システム学科の科目（表左）に対する、信州大学工学部電子情報システム工学科の類似科目（表右）。

長野県工科短期大学校 知能情報システム学科			信州大学 工学部電子情報システム工学科		
	授業名	授業時間	授業名	単位	
一般教養	社会学	1	特許実務概論	2	
	知的所有権	1			
	解析学概論	2	微分積分学Ⅰ	2	
	英語Ⅰ	2	アカデミック・イングリッシュ・フェイズⅠ、Ⅱ	2	
	英語Ⅱ	2	クリティカル・リーディング・フェイズⅠ、Ⅱ	2	
	体育Ⅰ	2	社会と健康	2	
	体育Ⅱ	2	運動科学	2	
基礎講義	情報数学Ⅰ	2	情報数学	2	
	情報数学Ⅱ	2	線形代数学Ⅰ	2	
	計算機工学Ⅰ	2	プログラミング言語Ⅰ	2	
	計算機工学Ⅱ	2			
	ソフトウェア工学Ⅰ	2	アルゴリズム基礎	2	
	ソフトウェア工学Ⅱ	2	ソフトウェア工学	2	
	ソフトウェア工学Ⅲ	2	形式的システムモデリング	2	
	電子工学概論	2	基礎電気電子回路	2	
	生産工学	2	経営工学	2	
	安全衛生工学Ⅰ	1			
	安全衛生工学Ⅱ	2			
	専攻講義	データ通信工学Ⅰ	2	デジタル通信システム	2
		データ通信工学Ⅱ	2	コンピュータネットワーク	2
データ通信工学Ⅲ		2			
データ通信工学Ⅳ		2			
オペレーティングシステムⅠ		2	コンピュータ・デバイス	2	
オペレーティングシステムⅡ		2	オペレーティングシステム	2	
オペレーティングシステムⅢ		2	アルゴリズムとデータ構造	2	
オペレーティングシステムⅣ		2			
データ工学Ⅰ		4	データベース	2	
データ工学Ⅱ		4	データマイニング	2	
図形処理Ⅰ		2	コンピュータグラフィックス	2	
図形処理Ⅱ		2	画像処理	2	
情報理論		2	数理論理	2	
数理リテラシ(ゼミナールⅠ)		2			
ゼミナールⅡ		2			
ゼミナールⅢ		2			
ゼミナールⅣ		2			

長野県工科短期大学校 知能情報システム学科		信州大学 工学部電子情報システム工学科	
基礎実技	数値計算演習Ⅰ	2	
	数値計算演習Ⅱ	2	数値計算
	ソフトウェア工学基本実習Ⅰ	4	アルゴリズム基礎
	ソフトウェア工学基本実習Ⅱ	4	プログラミング言語Ⅱ
	計算機工学実習Ⅰ	2	コンピュータアーキテクチャ
	計算機工学実習Ⅱ	4	
	安全衛生作業法	1	
	ソフトウェア工学実習Ⅰ	4	デザインプロジェクトⅡ
	ソフトウェア工学実習Ⅱ	4	
	ソフトウェア工学実習Ⅲ	4	
専攻実技	情報工学実習Ⅰ	2	
	情報工学実習Ⅱ	2	
	情報工学実習Ⅲ	2	組込システムⅠ
	データ通信実習Ⅰ	2	
	データ通信実習Ⅱ	2	
	図形処理実習Ⅰ	4	ヒューマン・コンピュータ・インタラクション
	図形処理実習Ⅱ	4	メディアプログラミング
	図形処理実習Ⅲ	2	
	組み込みシステム実習Ⅰ	4	組込システムⅡ
	組み込みシステム実習Ⅱ	4	インテリジェントシステム
ハードウェア工学実習	4		
特別実習	2		
卒業研究	20	卒業研究	

- ※ 長野県工科短期大学校長、信州大学工学部長によって確認済み。
- ※ 短期大学校の授業時間については、100分を18回（1800分、30時間）を「2」と記述。

職業能力開発短期大学校修了者の進路

- 構造改革特別区域に係る要望を提出した3県が設置する職業能力開発短期大学校修了者の進路は以下のとおり。

			就職	進学			その他
				職業能力開発短期大学校	専門学校	大学	
山形県	産業技術短期大学校	平成30年度	115	6			4
		令和元年度	105	4			8
		令和2年度	103	6		1	6
	産業技術短期大学校庄内校	平成30年度	33				
		令和元年度	21				2
		令和2年度	22				
長野県	長野県工科短期大学校	平成30年度	66	1			
		令和元年度	64				
		令和2年度	74	1			
	長野県南信工科短期大学校	平成30年度	30				
		令和元年度	32				
		令和2年度	32	2			
熊本県	熊本県立技術短期大学校	平成30年度	66	7	1		1
		令和元年度	85	2	1		
		令和2年度	72	2			1

※各県から提供されたデータを基に文部科学省で集計。

各学校・教育施設の比較

	職業能力開発短期大学校	短期大学	高等専門学校	専修学校専門課程	高等学校等専攻科	大学
根拠法	職業能力開発促進法第15条の7第1項	学校教育法第1条	学校教育法第1条	学校教育法第124条	学校教育法第1条	学校教育法第1条
目的	高度職業訓練（労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。）で長期間及び短期間の訓練課程（応用課程を除く。）のものを行う	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る	高卒者等に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導する	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる
設置者	国、都道府県、政令指定都市、認定職業訓練を行う事業主等	国、都道府県、市町村、学校法人、株式会社（特区）	国、都道府県、市町村、学校法人、株式会社（特区）	国、都道府県、市町村、法の要件を満たす団体・個人	国、都道府県、市町村、学校法人、株式会社（特区）	国、都道府県、市町村、学校法人、株式会社（特区）
対象	高卒者等 ※専門課程に関する内容。以下同じ。	高卒者等	中卒者等	高卒者等	高卒者等	高卒者等
教育（訓練）期間、時間、単位数 ※専修学校専門課程、高等学校専攻科は編入学が認められる場合	専門課程2年 総訓練時間2,800時間以上 ただし、各学校が独自の単位制を採用している場合あり	修業年限2年又は3年 62単位又は93単位以上（1単位45時間）	修業年限5年 167単位（1単位30単位時間（1単位時間50分）又は45時間）	修業年限2年以上（※） 1,700単位時間以上又は62単位以上（1単位時間50分、1単位45時間）（※）	修業年限2年以上（※） 62単位（1単位45時間）（※）	修業年限4年 124単位以上（1単位45時間）

	職業能力開発短期大学校	短期大学	高等専門学校	専修学校専門課程	高等学校等専攻科	大学
教育内容	<p>科目が将来職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関連する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させために適切なもの</p> <p>16訓練系30専攻科について、教科・科目、各教科の訓練時間等の標準を省令等で規定</p>	<p>教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成</p> <p>学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮</p>	<p>各学科に共通する一般科目及び学科ごとの専門科目に分ける</p> <p>教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成</p>	<p>高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設</p> <p>授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮</p>	—	<p>教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成</p> <p>学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮</p>
教材	<p>公立(公共職業能力開発施設)の教材については教科書等については厚生労働大臣が認定</p>	—	—	—	—	—
学位等	<p>訓練修了者に修了証書を発行</p> <p>技能照査の合格者に合格証書を発行し、技能士補を称することが可能</p>	<p>修了者には卒業証書を授与</p> <p>卒業者には短期大学士の学位を授与</p>	<p>修了者には卒業証書を授与</p>	<p>修了者には卒業証書を授与</p>	<p>修了者には卒業証書を授与</p>	<p>修了者には卒業証書を授与</p> <p>卒業者には学士の学位を授与</p>

	職業能力開発短期大学校	短期大学	高等専門学校	専修学校専門課程	高等学校等専攻科	大学
教員(指導員)資格 ※高等学校専攻科は編入学が認められる場合	職業能力開発総合大学校が実施する所定の指導員養成訓練修了、博士・修士の学位、教授の経歴等省令に規定されたいずれかの要件を満たす者	教授等の資格について、博士の学位、教授の経歴等の要件を規定	教授等の資格について、博士の学位、教授の経歴等の要件を規定	専修学校専門課程修了後に6年以上の一定の経験を有する、学士の学位取得後2年以上の一定の経験を有する等省令に規定されたいずれかの要件を満たす者	専修学校専門課程修了後に6年以上の一定の経験を有する、学士の学位取得後2年以上の一定の経験を有する等省令に規定されたいずれかの要件を満たす者(※)	教授等の資格について、博士の学位、教授の経歴等の要件を規定
教員(指導員)数 ※高等学校専攻科は編入学が認められる場合	訓練整数、訓練危険程度及び指導難易度に応じた適切な数	入学定員に応じて学科の種類ごとに定量的基準を規定	学科数、学級数に応じて一般科目及び専門科目ごとに定量的基準を規定	生徒総定員に応じて学科の種類ごとに定量的基準を規定	収容定員に応じて学科の種類ごとに定量的基準を規定(※)	収容定員に応じて学部の種類ごとに定量的基準を規定
学生(訓練生)数	訓練を行う一単位40人以下	教育効果を十分にあげられる適当な人数	一学級40人を標準	一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は40人以下	—	教育効果を十分にあげられる適当な人数
校地・校舎面積 ※高等学校専攻科は編入学が認められる場合	—	校地は1人あたり10㎡ 校舎は入学定員に応じて学科の種類ごとに定量的基準を規定	校地は1人あたり10㎡ 校舎は学科数、学級数に応じて学科の種類ごとに定量的基準を規定	校地は校舎等を保有するに必要な面積 校舎は生徒総定員に応じて学科の種類ごとに定量的基準を規定	教室について、収容定員に応じて学科の種類ごとに定量的基準を規定(※)	校地は1人あたり10㎡ 校舎は収容定員に応じて学部の種類ごとに定量的基準を規定

	職業能力開発短期大学校	短期大学	高等専門学校	専修学校専門課程	高等学校等専攻科	大学
施設設備 ※高等学校専攻科は編入学が認められる場合	教科の科目に応じ訓練を適切に実施できるもの 16訓練系30専攻科について、教室等の施設、工作用機械等の設備の標準を規定	学長室、教室、図書館、付属施設、機械、器具等について規定	図書館、付属施設、機械、器具等について規定	教室、図書室、実習場、機械、器具等について規定	教室その他必要な付帯施設、実習場その他必要な施設について規定(※)	学長室、教室、図書館、付属施設、機械、器具等について規定
評価	— ※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構立については独立行政法人評価の一環として評価	自己点検評価及び認証評価	自己点検評価及び認証評価	自己評価及び学校関係者評価	自己評価及び学校関係者評価	自己点検評価及び認証評価

参考条文等①

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

第十五条の七 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるもの（都道府県にあつては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの）については、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

一 （略）

二 職業能力開発短期大学校（高度職業訓練（労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程（次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。）のものを行うための施設をいう。以下同じ。）

三～五 （略）

2 （略）

3 国及び都道府県（第十六条第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校（次項及び第十六条第二項において「職業能力開発短期大学校等」という。）を設置する場合には、当該指定都市を、市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。以下この項において同じ。）が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行う場合には、その設置する同項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）内において行うほか、国にあつては職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練を、都道府県にあつては厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせることによつて行うことができる。

4 （略）

第十六条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。

2 前項に定めるもののほか、都道府県及び指定都市は職業能力開発短期大学校等を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。

3 公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については条例で定める。

4 （略）

5 公共職業能力開発施設の長は、職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならない。

参考条文等②

○職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（抄）

第九条 職業訓練の訓練課程は、次の表の上欄に掲げる職業訓練の種類に応じ、長期間の訓練課程にあつては同表の中欄に、短期間の訓練課程にあつては同表の下欄にそれぞれ定めるとおりとする。

職業訓練の種類	長期間の訓練課程	短期間の訓練課程
普通職業訓練	普通課程	短期課程
高度職業訓練	専門課程 応用課程	専門短期課程 応用短期課程

第十二条 専門課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
 - 二 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - 三 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。
 - 四 訓練期間 二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
 - 五 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。
 - 六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - 七 訓練生の数 訓練を行う一単位につき四十人以下であること。
 - 八 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を一名以上配置するものであること。
 - イ 第四十八条の二第二項第一号から第三号までに該当する者又は同項第四号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
 - ハ 厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
 - 九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。
- 2 別表第六の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

参考条文等③

○職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（抄）【続き】

第四十八条の二 法第三十条の二第一項の厚生労働省令で定める訓練課程は、専門短期課程及び応用短期課程とする。

- 2 法第三十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、専門課程の高度職業訓練については、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - 二 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。次項第三号において同じ。）を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - 三 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
 - 四 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
 - 五 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - 六 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、三年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - 七 研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
 - 八 三年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
 - 九 十年以上(学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。次項第十二号において同じ。))を有する者にあつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 3 (略)

参考条文等④

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第八十条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④～⑧ （略）

⑨ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

⑩ （略）

第一百五十二条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第二百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一 修業年限が一年以上であること。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第二百五十二条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

②～④ （略）

第三百二十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

参考条文等⑤

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第百条の二 学校教育法第五十八条の二に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限が二年以上であること。

二 課程の修了に必要な総単位数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。

2 前項の基準を満たす高等学校の専攻科の課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した高等学校の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

第百六十一条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学（短期大学を除く。）の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

2 （略）

第百七十八条 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

第百八十六条 学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限が二年以上であること。

二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

2 前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

参考条文等⑥

- 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）（平成26年12月22日中教審第178号）（抄）

第2章第3節 高等教育機関における編入学の柔軟化

3 職業能力開発施設からの編入学

平成26年9月に文部科学省告示が改正され、職業能力開発施設（職業能力開発大学校及び同短期大学校）における学修について、大学における単位認定の対象とすることが可能とされた。

これにより、職業能力開発施設における教育課程を修了して、学士の学位を得た者が大学の途中年次に接続する場合に、当該施設における一定の学修について、大学の単位として振り替えることが可能とされた。また、大学生にとっても、職業能力開発施設の授業に参加した場合に、大学の単位を修得することが可能になるなど、より多様な選択肢が開かれた。

一方で、職業能力開発施設から大学への編入学を可能にするためには、職業能力開発施設における学修の相当部分が、大学における学修に相当するものとして、既修得単位として振り替えることが認められることが前提となる。同校における学修が、大学における単位として認定されることについては、平成26年9月に文部科学省告示が改正されたところであり、今後、各大学における単位認定の状況を踏まえた上で、必要に応じて、職業能力開発施設における教育内容の見直しを行っていくことが必要である。

- 構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針（平成30年9月7日構造改革特別区域推進本部決定）（抄）

職業能力開発短期大学校から大学への編入学

中央教育審議会における議論の結果、平成26年9月、職業能力開発短期大学校等（以下、「職能大等」という。）における学修について、大学における単位認定の対象とすることを可能とする告示改正を行った。

当該議論においては、職能大等から大学への編入学を可能とするためには、職能大等における学修が、①実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容であること、②そのことを認めるために、大学における単位として、実際に認定を受けている実績があることが必要であるとの指摘がなされたところ。

これを踏まえ、文部科学省において、全大学を対象として、職能大等における学修を単位認定した実績について調査を行ったところ、平成27・28年度実績は0名、平成29年度実績は全国で1名であった（回答率：27年度61.9%、28・29年度56.1%）。

上述の告示改正後、これまでに3年が経過しているにも関わらず、十分な単位認定の実績が認められないことから、現段階で編入学を可能とする状況にないものとする。

文部科学省としては、今後も必要に応じて申請団体と意見交換を行い、当該団体内の職能大等が大学との間で単位認定等の取組を進めることを求めるとともに、全大学に対し職能大等との単位認定等について周知し、単位認定の状況の把握に努め、その実績を見ながら2021年度までに制度改正について検討を行うこととする。